

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（
2件）【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示
事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課
】 4

北九州市告示第255号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和3年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字藤田2447番1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第 256 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 3 年 6 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市若松区向洋町 10 番 3 の一部、10 番 6、10 番 8 の一部、10 番 13 及び 10 番 16 の一部並びに大字安瀬 64 番 125、64 番 137、64 番 138 及び 66 番 5 の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 12 号（埋立地管理区域）に該当

北九州市告示第 2 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 3 年 6 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

山浦町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	松尾正孝	北九州市八幡西区大字野面 6 9 7 番地 1
変更後	松尾正孝	北九州市八幡西区木屋瀬東二丁目 7 番 3 2 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区大字野面 6 8 3 番地 5
変更後	北九州市八幡西区木屋瀬東二丁目 6 番 4 1 号

4 区域の変更

変更前後の別	区域
変更前	北九州市八幡西区大字野面 2 1 4 番 1、2 2 4 番 5、2 8 1 番 1、2 9 5 番 2 から 4 まで、3 0 4 番、3 9 0 番 1 5、4 2 0 番 1 3、4 5 0 番 1 4、4 5 0 番 2 1、4 8 2 番、4 8 4 番 4、4 8 5 番 4、4 8 5 番 5、5 2 0 番、5 2 5 番、5 4 1 番 3、5 5 2 番、5 5 3 番、5 7 7 番、5 8 6 番、5 8 8 番、5 9 0 番、5 9 1 番、5 9 2 番 1、6 0 0 番、6 0 4 番、6 0 9 番、6 1 2 番、6 1 8 番、6 6 7 番、6 6 9 番、6 8 0 番、6 8 3 番、6 8 4 番 8、6 8 8 番、6 9 0 番から 6 9 4 番まで、6 9 5 番 1、6 9 7 番 1、6 9 8 番、6 9 9 番 1、7 0 1 番 2 から 9 まで、7 0 3 番、7 0 7 番 1、7 0 7 番 6、7 1 4 番、7 4 4 番 1、7 4 6 番 1、7 6 6 番 8、7 6 6 番 9、7 6 9 番、7 7 1 番 2、7 7 1 番 3、7 7 4 番 9、7 7 5 番 1 0 から 2 8 番まで、7 8 0 番 1 6、7 8 2

	番 7、7 9 4 番 2、7 9 5 番 2、7 9 5 番 3、7 9 9 番 1、8 0 0 番 1 から 4 まで、8 0 1 番 1、8 0 2 番 3、8 0 4 番 1、8 0 6 番 5、8 1 0 番 1、8 1 2 番 1、8 2 2 番、8 3 5 番 1、8 4 4 番 1、8 4 5 番 1、8 5 7 番 3、9 8 1 番 2、1 0 1 4 番 1 3 から 1 7 まで、1 0 3 6 番 3、1 0 4 0 番、1 0 4 1 番 2、1 0 4 3 番、1 0 7 4 番並びに大字木屋瀬 3 6 1 番 1 0 及び 1 2
変更後	北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目 1 番 3 号から 1 2 番 8 号まで、木屋瀬東二丁目 1 番 1 0 号から 9 番 2 0 号まで、木屋瀬東三丁目 1 番 1 号から 7 番 6 号まで、木屋瀬東四丁目 1 番 1 号から 8 番 4 5 号まで及び大字野面 2 1 4 番 1 から 1 0 7 4 番 1 まで

5 変更年月日

令和 3 年 5 月 1 8 日